

全 員 協 議 会 資 料

令和元年6月27日

会計年度任用職員制度について

会計年度任用職員制度について

1 会計年度任用職員制度の概要

(1) 制度

- ①地方公務員法等の一部改正に伴い、令和2年度から新たに会計年度任用職員制度を導入（※会計年度任用職員とは「一会計年度を超えない範囲内で任用される非常勤職員」。）
⇒現行の臨時職員・嘱託員制度は平成31年度末に廃止。令和2年度以降も業務があり、必要となる職について会計年度任用職員制度に移行
- ②会計年度任用職員制度は、東大和市における現行の臨時職員・嘱託員制度を基本とし、国及び東京都の制度を参考にして整備

(2) 勤務条件

- ①任期は会計年度を超えない1年以内（最長4月1日から翌年3月31日まで）
- ②勤務時間は、1週間あたり30時間以内、1日あたり7時間30分以内
- ③人事評価の実施

(3) 報酬・手当

- ①期末手当（2.6月。ただし、導入当初2年間は経過措置。）
 - ②通勤費（費用弁償）の支給
 - ③報酬（賃金）額は、現行の額を原則維持
- 一定の要件があります。

(4) 任用

- ①原則、公募によることとし、試験又は選考により採用。原則1か月は条件付採用
- ②公募によらない再度の任用は、4回まで可

(5) 休暇・休業

- ①勤務日数や任用年数に応じた年次有給休暇の付与
 - ②有給の夏季休暇、慶弔休暇等の付与
 - ③育児のための、無給の休暇・休業の付与
 - ④介護のための、無給の休暇の付与
- 一定の要件があります。

2 制度移行に伴う経費（報酬等）

【1週間あたり30時間で1年間任用、期末手当支給月数2.6月の場合】

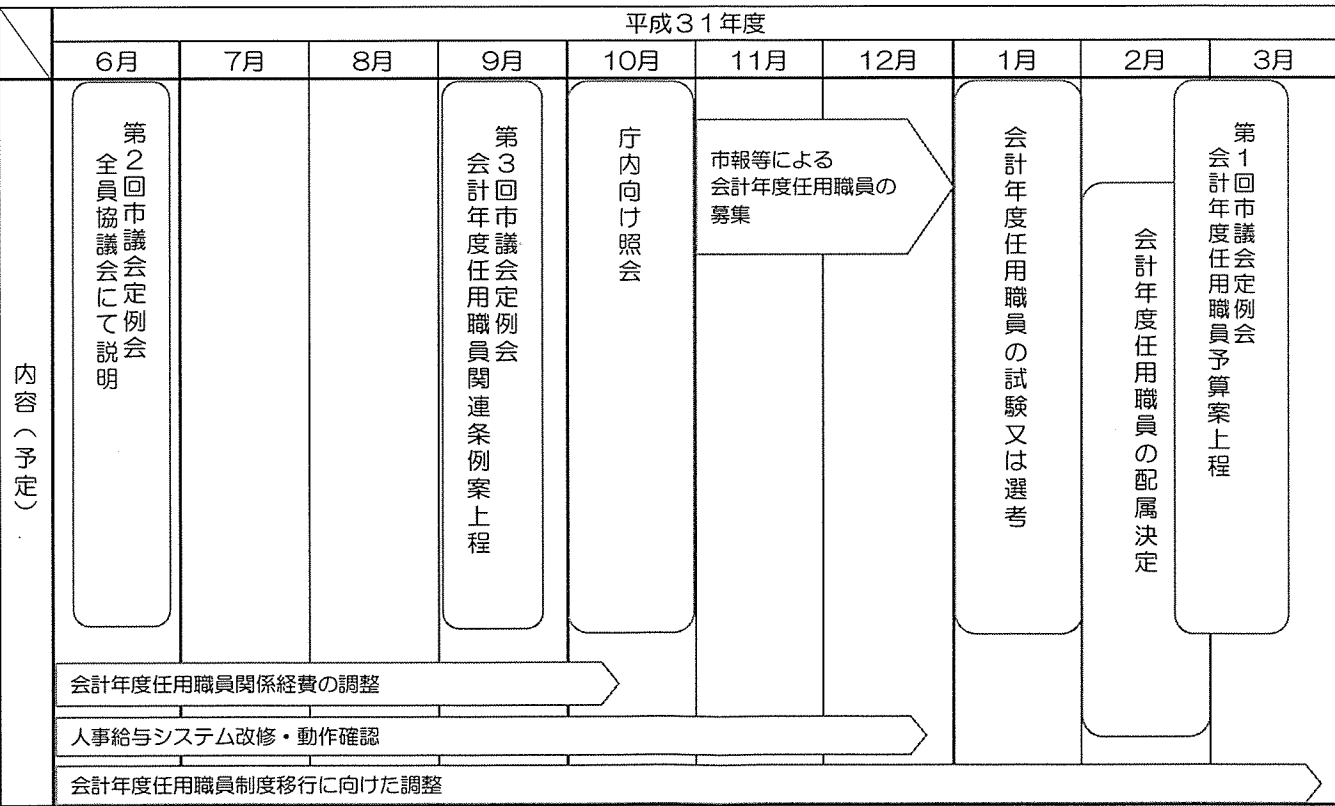
	現行	移行後	増加分
臨時職員（単価 990円）	約181万円	約219万円	約38万円
嘱託員（単価 1,280円）	約232万円	約280万円	約48万円
嘱託員（単価 1,630円）	約292万円	約353万円	約61万円
嘱託員（単価 2,000円）	約360万円	約435万円	約75万円
すべての臨時職員及び嘱託員を移行した場合の増加分（総額）			約2億8千万円

3 東大和市の臨時職員及び嘱託員（現状）

平成31年4月1日時点の任用人数

	人数	主な職種（例）
嘱託員	173	事務専門員、庁用車運転業務員、保健師、保育士、児童館業務員、学童保育所指導員、介護認定調査員、スクールカウンセラー等
臨時職員	447	一般事務、保健師、保育士、児童館・学童保育所業務員、土木清掃作業員、介助員、学習支援員、スクールサポートスタッフ等
合計	620	

4 制度移行に伴うスケジュール



【令和元年第3回市議会定例会提出予定議案（主なもの）】

- 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例